

包括的な子育て支援がスタート 出産・子育てを応援します！

2月6日から、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境整備を図るための事業が始まりました。妊娠期から、出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と子育て世帯等に対して出産・育児の負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金」を一体的に実施します。



伴走型相談支援

子育て家庭に寄り添う

各時期に面談を行い、相談や必要な支援を継続して行います。

【対象】 妊婦・産婦（夫、パートナー、同居家族も一緒に面談することを推奨）

面談の時期	内容	面談および予約方法
妊娠届出時	保健師と面談し、子育てガイドと一緒に確認しながら出産までの見通しを立てる。	※予約は不要です。 妊娠届出時に面談
妊娠 7～8か月頃	妊娠中や産後の不安・困りごとに合わせた支援につなげるため、保健センターからアンケートを送付。アンケートに回答後、希望者には面談を実施。	※面談は希望者のみです。 ①オンライン予約 ②子育て世代包括支援センター・ココシエに電話
出産後	保健師と面談し、子育てガイドを用いて健診や予防接種、子育てに関する相談先などをお知らせ。	①オンライン予約 ②子育て世代包括支援センター・ココシエに電話

※オンライン面談予約は、対象者に配布したチラシのQRコードから予約してください。

出産・子育て応援給付金（経済的支援）

出産・育児の負担軽減

① 出産応援ギフト

妊婦 1人あたり 5万円を支給

※妊娠届出時の面談後、アンケート、出産応援ギフト申請書を提出された人に限ります。
※支給には面談が必須です。

【対象】 令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦、出生した子ども

【申請方法】 妊娠届や出生の時期によって異なります。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※令和5年2月5日までに妊娠届出をした人、出産した人は2月中旬に、申請書とアンケートを郵送します。

② 子育て応援ギフト

子ども 1人あたり 5万円を支給

※出産後の面談後、アンケート、子育て応援ギフト申請書を提出された人に限ります。
※支給には面談が必須です。

【申請必要書類】

- ① 妊娠届出書、個人番号通知カードまたは個人番号カード、妊婦の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）、申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- ② 出生届時にお知らせします。



問い合わせ・申請先（8:30～17:15）

- 健康増進課（保健センター内 ☎ 71-1815）
休館日：土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- 子育て世代包括支援センター・ココシエ（スマイルキッズ内 ☎ 82-2526）
休館日：水・日曜日（第1日曜日は除く）、祝日、年末年始（12/29～1/3）



【市HP】